

# 佐賀県豊かな山を未来へつなぐ条例（仮称）（案）

## の概要

### 条例の名称（案）に込めた想い

県では、森川海のつながりや人との関わりの重要性についての普及啓発、さらにはその地域で暮らす人々の営みや地域外との交流を広げる自発の地域づくりを推進しています。

この条例は、水源地としての森林はもとより、そこで暮らす人々の営みも含めた「山」を守り育していくことを目指しているため、この名称（案）とします。

### 1 条例制定理由

#### 条例制定のきっかけ

- あらゆる生命の源である水は、安心安全な県民生活や、佐賀の豊かな自然を未来へつなげていく上で不可欠
- 近年、気候変動による集中豪雨の頻発化・激甚化や、全国での利用目的が明らかでない森林の売買などが発生している状況の中、水資源の枯渇、土砂災害の発生、安全保障への影響を懸念

#### 現行の森林法による手続き

- 所有者届出制度は事後届出であり、無許可で開発等がされると平野部に比べて覚知が困難
- 土地取引の事前把握ができないため、規制を無視した開発が行われ、住民の安全な生活が脅かされる事例も存在



#### 条例制定の趣旨

- 県民一人一人が森林の大切さや、森川海のつながりと人との関わりの重要性について認識が必要
- 全ての県民に恩恵をもたらす山を守り育てることが必要
- 条例制定により、土地取引に係る事前届出制度を導入し、県が土地所有者に対し必要な助言を行うことで、森林の無断開発や土砂災害を未然に防ぐ

## 2 条例の主なポイント

### 森林の土地取引にかかる事前届出の義務化

#### ■ 土地所有権等の移転等の届出

- ✓ 氏名、住所
- ✓ 土地の所在、面積
- ✓ 権利の種別、契約締結予定日
- ✓ 売買後の利用目的  
など

#### ■ 対象区域

- ✓ 「山の保全区域」として知事が指定した区域

#### ■ 届出の窓口

- ✓ 土地が所在する市町

#### ■ 勘告

- ✓ 届出義務違反、虚偽報告、立入拒否など

#### ■ 公表

- ✓ 勘告に従わなかったとき

#### ■ 罰則

- ✓ 過料5万円(届出義務違反、虚偽報告、立入拒否など)

## 3 条例の施行日など

条例の施行予定期 令和8年4月1日:定義・理念・責務等  
条例の提案予定期 令和8年2月議会 令和8年10月1日:届出義務

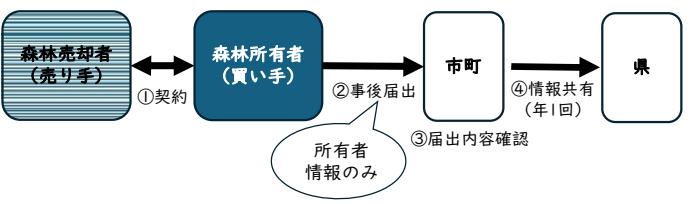
3

## 4 手続の流れ

これまで

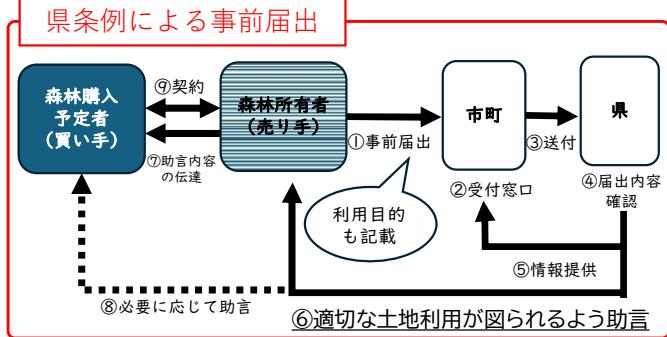
(事前届出なし)

#### 森林法による事後届出

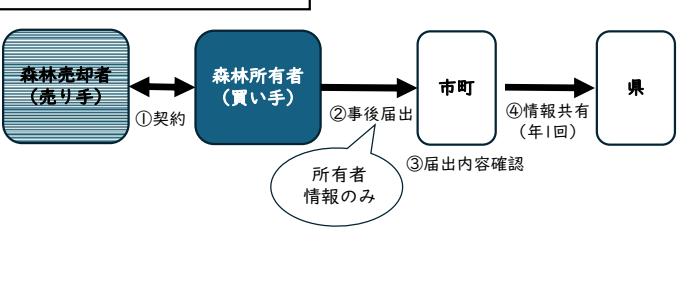


これから

#### 県条例による事前届出



#### 森林法による事後届出



4

## 5 助言により期待される効果

- 土地取引前に適切な森林伐採や、開発目的に則した関係法令の規制や手続き等について助言することで、**違法な森林伐採や無秩序な開発を抑制**することができます。

### 助言内容

- 森林を伐採する場合は、市町が定めている計画（市町村森林整備計画）に基づき適正に行うこと。
- 開発を行う場合は、以下4点に十分留意すること。



- 開発目的に則した関係法令の規制や手続きなどを助言

### 効果

- それぞれの関係法令に基づき規制や指導等が行われ、適切な土地利用が図られる。



佐賀の豊かな山を  
未来へ…

出典：林地開発許可制度パンフレット（一般社団法人 全国林業改良普及協会）